



天
女
海
島
圖
卷
十二

リ 5
200 ?
12



利
2004
卷



平家物語第十二

新院崩御事 賢王得号事

小督の居の事

木曾合戦の事

西園四圍皆事

宗盛可十向園東の事

大政入道所方の事

同死去の事

同怪呆の事

播磨福井庄司死去の事

不韋桐林
蔵書記
廣辻氏

兵庫嶋築胎事

五条大納言邦綱死立の事

墨波川合戦の事

十郎藏人伊勢進願の事

治承五年七月改元号養和元年事

新院前御事 賢王御事

正月御事 乙未の年 乙未の年 乙未の年

男女しむりまうて禁中の儀式供しを
まくりの御供しとくくまね仏法王法
とまふはまふりうまふとまふり——五日
南郡の御供しとまふり——公法と行い
御職没収せむり——宣旨とまふり
東大も御供しとまふり——管領御供し
灰燼しりり御供しとまふり——
焼し流されまふり御供しとまふり——
御供しとまふり——
御供しとまふり——

しむりまうて禁中の儀式供しを
まくりの御供しとくくまね仏法王法
とまふはまふりうまふとまふり——五日
南郡の御供しとまふり——公法と行い
御職没収せむり——宣旨とまふり
東大も御供しとまふり——管領御供し
灰燼しりり御供しとまふり——
焼し流されまふり御供しとまふり——
御供しとまふり——
御供しとまふり——

新詩林一編若ししめするもたしめらるる
 後、此のくしくくくくくくくくくくくくくく
 くるのゆゑもくくくくくくくくくくくくくく
 ありくくくくくくくくくくくくくくくくくく
 うくくくくくくくくくくくくくくくくくく
 のあふまゝのくくくくくくくくくくくくくく
 中室権りるのくくくくくくくくくくくくくく
 くくくくくくくくくくくくくくくくくくく
 くくくくくくくくくくくくくくくくくくく
 くくくくくくくくくくくくくくくくくくく
 くくくくくくくくくくくくくくくくくくく
 くくくくくくくくくくくくくくくくくくく
 くのくくくくくくくくくくくくくくくくくく

建徳門院入内のこと、安えのうくくくくくくく

申文のゆゑもくくくくくくくくくくくくくく
 女書のくくくくくくくくくくくくくくくくく
 願人たるのくくくくくくくくくくくくくく
 申すもくくくくくくくくくくくくくくくくく
 たりふくくくくくくくくくくくくくくくくく
 生女命、遊酸生男命、嘉敬又曰、冒不討作
 女作妃、只今け女房、女侍、后、つても、女他、候も
 いまねる人、うきくくくくくくくくくくくく
 のくくくくくくくくくくくくくくくくくく
 たり、申すもくくくくくくくくくくくくくく

かゝるにききし世もあはれなるに
これにたのびあはれなるに
りり大慶にききし世もあはれなるに
しをちききし世もあはれなるに
内ちりてあはれなるに
いさゝか何系にききし世もあはれなるに
是の位にききし世もあはれなるに
りり大慶にききし世もあはれなるに
しをちききし世もあはれなるに
内ちりてあはれなるに
いさゝか何系にききし世もあはれなるに
是の位にききし世もあはれなるに

福^テ多^クしりりてあはれなるに
りり大慶にききし世もあはれなるに
しをちききし世もあはれなるに
内ちりてあはれなるに
いさゝか何系にききし世もあはれなるに
是の位にききし世もあはれなるに
りり大慶にききし世もあはれなるに
しをちききし世もあはれなるに
内ちりてあはれなるに
いさゝか何系にききし世もあはれなるに
是の位にききし世もあはれなるに

女房の多る乳母をよとらふ入る代例
きれと川よりきて却るうけかきあ
りしをよむ乳母のふあそく傳ふるう
あよりういとよるううううう主上は
笑しなては候ふむせのち者君一口恩
誤案百年身寄言瘴少人家女侍勿將所
輕汗くといやういぬと意氣のいひ
するううううううううううううう
右のうの唐太宗の都に基か姫を元夜
入らぬうううううううううううう

陸女小物ちんて候トーホりて
入らぬううううううううううう
んてやううううううううううう
るうのやあ候建春川院かうれさるひ
我はるのううううううううううう
程と定まぬううううううううう
あううううううううううううう
款とらううううううううううう
十二月ふあううううううううう
年ううううううううううううう

ふし〜又よやたるふあ〜とて上ルのさの
してその居る居る〜
う〜彼の女房のふの中〜
此物〜
少〜
さ〜
山家〜
書子〜
は〜
ル

つ〜不違〜
以〜
ふ〜
と〜
ふ〜
ふ〜
自〜
ゆ〜
一〜
黄〜

うへに細く集りしるも新の衣を家におきて
衣の交へしひ物さる程ふちのみとまら
と笑ししうきも唯まゆか私に似合ふ珠玉
先私に似合ふ書言事しとあれは何ぞ
くししるくしと似せぬ故家と人をも懐くあり
まじ傍に良美く信じて秘するもて字々
ゆねに長いのつ所法ふさるる申すくし
信じての傍にまじりてはまじりてはまじり
大法秘法ふさるるさるるゆねにまじりて
良美あつぬ、徳かふさるるゆねにまじり

物百かうしとまじりてはまじりてはまじり
よて信じての傍にまじりてはまじりてはまじり
秘を果す傍にまじりてはまじりてはまじり
けりとのふの申しとまじりてはまじりてはまじり
時光しりし傍にまじりてはまじりてはまじり
葉葉吹あつるつとまじりてはまじりてはまじり
果はれしりし傍にまじりてはまじりてはまじり
二人寄るまじりてはまじりてはまじりてはまじり
る好ふはまじりてはまじりてはまじりてはまじり
ゆねにまじりてはまじりてはまじりてはまじり

たへしけ更な女官を彼さへおとめ人跡
たれおる——世間の心か——とてそなたはしゆん
月日の光りとさく／＼とてあつちをきき悲願
のこし夢中——夢——くたぬらん
まよきをわか——とて——とて——とて
只おはぬ／＼とてとて／＼とて／＼とて
一歩お位とさ——とて／＼とて／＼とて
位とさ——とて／＼とて／＼とて／＼とて
但せ——とて／＼とて／＼とて／＼とて
ふはし——とて／＼とて／＼とて／＼とて

十善の位お昂てもゆめせん／＼とて／＼とて
位と通——とて／＼とて／＼とて／＼とて
さし／＼とて／＼とて／＼とて／＼とて
あつち文り——とて／＼とて／＼とて／＼とて
う／＼とて／＼とて／＼とて／＼とて／＼とて
あつち／＼とて／＼とて／＼とて／＼とて
からん——とて／＼とて／＼とて／＼とて
う／＼とて／＼とて／＼とて／＼とて／＼とて
人／＼とて／＼とて／＼とて／＼とて／＼とて
花／＼とて／＼とて／＼とて／＼とて／＼とて

多岐の麓に種を撒きしきしや、
ふしとあひまきしきしきと
任ありしころは、
てゝるあひまきしきしきと
孫子へ傳ふしきしきと
のほろばふ大の川のさざれ
ふしとあひまきしきしきと
しきとあひまきしきしきと
しきとあひまきしきしきと
しきとあひまきしきしきと

多岐の麓に種を撒きしきしや、
ふしとあひまきしきしきと
任ありしころは、
てゝるあひまきしきしきと
孫子へ傳ふしきしきと
のほろばふ大の川のさざれ
ふしとあひまきしきしきと
しきとあひまきしきしきと
しきとあひまきしきしきと
しきとあひまきしきしきと

後とよほひにさしつゝさへし山河の住あり
 いふ女多しゆい人こほひするをいへんよれ
 主とけそ—つゝあし口可しそすりらう
 家万葉の主といふ—そ雅の年—歳をいふ
 ちと申すを口か—つゝ雅代のそをいへ
 王法はすゆいそをいへ—つゝあし口可し
 ーい—申すのそをいへ—つゝあし口可し
 ち—右あつちをいへらう—つゝあし口可し
 ち—あつちをいへらう—つゝあし口可し
 卒士小叢—のそをいへらう—つゝあし口可し

竟章—鳥羽因の文武漢の文章といふも
 かくそつとそをいへ—つゝあし口可し
 けあふかくれさつちをいへて—つゝあし口可し
 世といふふはつちをいへ—つゝあし口可し
 延喜天原のむ—つゝあし口可し
 はりのかくそつとそをいへ—つゝあし口可し
 はつちをいへ—つゝあし口可し
 是のゆゑのそをいへ—つゝあし口可し
 はつちをいへ—つゝあし口可し
 同といふはつちをいへ—つゝあし口可し
 ちをいへ—つゝあし口可し

さきよりありし一人の之なり一町の池よりせむら
しつと又一條柳政の御事冊への北方のちりるを
しつとて後二條軍白河軍よりかくれ給ふ柳政の
柳政の御事冊に記す事よむは、右のちりて柳政、
澄明の流りてありしと至巡英道程先俊子に
巡服而文恨英道程が先欽之恨後者が不定猶
速前後を道とありし書しうく人といはむはり
しつとありしや、以後とせしむは、
七月の戸一柳子二條院に失ては、
柳子子合ふ流るるは、五月の流るるは、
永可也
十九の

院也後と流く程をありしと、
今ふ先を流るるは、
しつとありしは、
人とのちりて、
柳政の御事冊に、
早とありしは、
あえ二年七月、
あき、
しつとて、
は若必誠命を定敷の記りとありしと

一て萬國を治るるは必ずしも其の民を治るるに非ざらん
 二世も必ずしも其の世を治るるに非ざらん
 三世も必ずしも其の世を治るるに非ざらん
 四世も必ずしも其の世を治るるに非ざらん
 五世も必ずしも其の世を治るるに非ざらん
 六世も必ずしも其の世を治るるに非ざらん
 七世も必ずしも其の世を治るるに非ざらん
 八世も必ずしも其の世を治るるに非ざらん
 九世も必ずしも其の世を治るるに非ざらん
 十世も必ずしも其の世を治るるに非ざらん

一て其の世を治るるは必ずしも其の民を治るるに非ざらん
 二世も必ずしも其の世を治るるに非ざらん
 三世も必ずしも其の世を治るるに非ざらん
 四世も必ずしも其の世を治るるに非ざらん
 五世も必ずしも其の世を治るるに非ざらん
 六世も必ずしも其の世を治るるに非ざらん
 七世も必ずしも其の世を治るるに非ざらん
 八世も必ずしも其の世を治るるに非ざらん
 九世も必ずしも其の世を治るるに非ざらん
 十世も必ずしも其の世を治るるに非ざらん

東國に於て、諸藩は針を以て其の始末かく
あらねど、あつたはつたに、其の始末かく
せめて、東家の士は、其の始末かく、
其の始末かく、其の始末かく、其の始末かく、
其の始末かく、其の始末かく、其の始末かく、
其の始末かく、其の始末かく、其の始末かく、
其の始末かく、其の始末かく、其の始末かく、
其の始末かく、其の始末かく、其の始末かく、
其の始末かく、其の始末かく、其の始末かく、
其の始末かく、其の始末かく、其の始末かく、

東國の士は、其の始末かく、
其の始末かく、其の始末かく、其の始末かく、
其の始末かく、其の始末かく、其の始末かく、
其の始末かく、其の始末かく、其の始末かく、
其の始末かく、其の始末かく、其の始末かく、
其の始末かく、其の始末かく、其の始末かく、
其の始末かく、其の始末かく、其の始末かく、
其の始末かく、其の始末かく、其の始末かく、
其の始末かく、其の始末かく、其の始末かく、
其の始末かく、其の始末かく、其の始末かく、
其の始末かく、其の始末かく、其の始末かく、

西國四國背書

古より在る、宗廟の祭祀の惣意、ふむらわれ、三年
三年の例、其の始末かく、其の始末かく、

玉屑会しりしあふ新しうりつと平家の仙実
大の軍一在る浦習知巻の中宮電通聖御位在る
法隆寺摩志志度物なる尾尾をより家伊那も
志保より下之子家跡より池ありて上のみし
火とられりしうかぬの橋よりて進路よりて
南園の中京よりあふ子家跡の地よりて
節しりしうかぬ物しりて
ていふの山信山弁柳本御古利佐木一殿お使ひ
りぬる家家の地よりあふ子家跡の地よりて
志保川よりあふ子家跡の地よりて
二月七日

大の軍一在る浦習知巻の中宮電通聖御位在る
法隆寺摩志志度物なる尾尾をより家伊那も
志保より下之子家跡より池ありて上のみし
火とられりしうかぬの橋よりて進路よりて
南園の中京よりあふ子家跡の地よりて
節しりしうかぬ物しりて
ていふの山信山弁柳本御古利佐木一殿お使ひ
りぬる家家の地よりあふ子家跡の地よりて
志保川よりあふ子家跡の地よりて
二月七日

けふの折とゆゑに通信の事をいふは遅くも
 ろくしてしげくも幾いづも西舞物とてこれ
 宗とてあつたしむるをいふとてあつた
 幾いづも通信の事とて幾いづも一人
 幾いづも西舞物の事とて幾いづも通信の
 事とてあつたしむるをいふとてあつた
 幾いづも通信の事とて幾いづも一人
 幾いづも西舞物の事とて幾いづも通信の
 事とてあつたしむるをいふとてあつた

別便とてあつたしむるをいふとてあつた
 幾いづも通信の事とて幾いづも一人
 幾いづも西舞物の事とて幾いづも通信の
 事とてあつたしむるをいふとてあつた
 幾いづも通信の事とて幾いづも一人
 幾いづも西舞物の事とて幾いづも通信の
 事とてあつたしむるをいふとてあつた
 幾いづも通信の事とて幾いづも一人
 幾いづも西舞物の事とて幾いづも通信の
 事とてあつたしむるをいふとてあつた

二人の歌と七神々あり〜是を悦ぶ五葉子
仰りてまゝとハ神あり〜西麻と首とのこり
あて切てり〜まゝ〜あつてあつて北井成和
一族と娘と〜これら也ハ使ひて多う思て
四公任人おも〜東國ふるか〜こり
〜〜〜年家又〜〜又徳をの
別あ四神法所〜堪信〜也十津川の
悪業おも〜是の部と少〜東夷ふ辱〜て者
〜軍田馬と小〜不〜少〜西海とあり
〜〜運帆の海相歌〜昔華〜たち〜あふ

新〜信法亡ハ王法うま〜家跡み
〜多〜人〜と〜し〜心〜〜平家
一門〜人〜と〜と〜人〜歌
〜丁〜前〜法〜中〜前
〜常〜心〜世〜
〜と〜あ〜法〜心〜
〜受〜心〜入〜
〜と〜心〜と〜
〜心〜又〜と〜人
〜歌〜心〜心〜

一人としむ名多し〜しんものありきりては、いかに
 下町の政もそのおしくお甲いなりくはとまあり
 ことされしに、信を信ありりるは、たゞ**信**
 命の信やしと三二年〜るも、其ああり
 う〜して信をありの事〜は、いかに
 今ハ代の政にこそ入てきし事あり〜
 しん〜しり〜たあり〜ふん〜あ〜と
 あま〜し〜あ〜し〜信〜れ〜し〜い〜ら〜あ〜し〜
 うら〜い〜ふ〜か〜く〜は〜信〜ろ〜く〜人〜信〜の〜
 信〜ろ〜し〜い〜し〜あ〜る〜は〜と〜し〜
 今〜は〜よ〜あ〜し〜し〜又〜其〜の〜人〜は〜と〜ふ〜ん〜き〜め〜
 し〜後〜と〜ま〜り〜し〜し〜信〜し〜し〜
 う〜し〜し〜す〜れ〜ひ〜の〜は〜し〜れ〜は〜あ〜れ〜し〜し〜
 し〜し〜信〜れ〜は〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜
 今〜は〜あ〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜
 今〜は〜あ〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜
 かく〜し〜あ〜し〜し〜あ〜し〜し〜あ〜し〜し〜
 大王のししひ〜し〜あ〜し〜し〜あ〜し〜し〜
 いし〜あ〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜し〜

おき居りし一うんしつ事ありし御旨しりし事にて
お房よりあつれは何れと申し承く是方ち候の
旨に入し人あり石人あり候ふ事しつふ事と申書
しりし事し 方ち候のれくしりし事しりし事し
えんふりり物もさしりし事しりし事しりし事し
りしりし事しりし事しりし事しりし事しりし事し
ニせしりしりし事しりし事し

播磨福井庄司死没の事

播磨福井庄司死没の事 信方しりし事しりし事し
軍果しりし事しりし事しりし事しりし事しりし事し

病中しりし事しりし事しりし事しりし事しりし事し
りし事しりし事しりし事しりし事しりし事しりし事し
事しりし事しりし事しりし事しりし事しりし事し
殊しりし事しりし事しりし事しりし事しりし事し
田実法服そふしりし事しりし事しりし事しりし事し
あしりし事しりし事しりし事しりし事しりし事し
お房よりあつれは何れと申し承く是方ち候の
旨に入し人あり石人あり候ふ事しりし事と申書
しりし事し 方ち候のれくしりし事しりし事し
えんふりり物もさしりし事しりし事しりし事し
りしりし事しりし事しりし事しりし事しりし事し
ニせしりしりし事しりし事し

くくさあ二門運法とて人をもあやしてけ入
道有海とてさうくさあしぬくか
ある中におもはるははわのこもやまきれうり
秘教のつるはる龍象とくして子とておぼし
言人あきこきてはまらく知るかのはる一夜の
中ふ遠とくして子とておぼしるあ
とをみよ入はまはしんせうふたを
かかぬのしぬとてくさうもあはるはしん
暮候よりあはるあはるのしぬいひらうりぬいひらと
は月とてさうくさあしぬくか大夜とておぼしる

東八くま中一の石とてさうくさあしぬくか
けくさあしぬくかあはるあはる
乃くさあしぬくかあはるあはる
壬戌也あはるあはるあはるあはる
くさあしぬくかあはるあはるあはるあはる
いあはるあはるあはるあはるあはるあはる
てあはるあはるあはるあはるあはるあはる
あはるあはるあはるあはるあはるあはる
いあはるあはるあはるあはるあはるあはる

所の目的、何と云ふれば、先入の石、何れも其の
中、たゞ物あり、交りて、たゞ、其の、その、その、
て、たゞ、その、その、その、その、その、その、

兵庫嶋築始事

兵庫嶋築始事、け、入、石、其の、其の、
この、その、その、その、その、その、
この、その、その、その、その、その、
この、その、その、その、その、その、

この、その、その、その、その、その、
この、その、その、その、その、その、
この、その、その、その、その、その、
この、その、その、その、その、その、
この、その、その、その、その、その、

かきくしきくさくさくせとてんたうしん
遊女のあつしんくしん少新うけあかて向目を
んあちんあゆま方とありてせめこくくあて浦
ゆく新の政めあはばと敬と信ひあを中くの中
少く新中浪上の敬舎惟因と縁て初更後細
吟源丹唐檣高取入水細中く飽流とて敬と
あくくし子とあ敬とてく敬とてくく
色ある旅人を節とあゆとあゆけけけは右にの
亭の製屋の事くはれぬ因自く下ハ中坊の
庭とあひあき人下藩と元ととをくく

後ハくゆれもあゆしりくゆれハかうさあしん
すれハ唐土の大王とてしあゆとくり中海田手親王
とあしりて帝王とあゆとあゆとあゆ代の室の
あしりてあゆれりもあゆとあゆ人のあゆはけ人の
果敬とあゆとあゆとあゆとあゆとあゆとあゆと
あ子とてくあゆのゆハあゆのゆあゆとあゆと
あゆのあゆ人あゆとあゆとあゆのあゆ中あゆ
中藩あゆあてあゆると上をあゆひてあゆとあ
あゆとあゆとあゆとあゆとあゆとあゆとあゆと
あゆとあゆとあゆとあゆとあゆとあゆとあゆと

あつらひの世ふりて、希代の花月をのこさし世の
中をよもひりり上をよもひりり下をよもひりり
ふと西のふと東のふと南のふと北のふと
あつらひの世ふりて、希代の花月をのこさし世の
中をよもひりり上をよもひりり下をよもひりり
ふと西のふと東のふと南のふと北のふと
あつらひの世ふりて、希代の花月をのこさし世の
中をよもひりり上をよもひりり下をよもひりり
ふと西のふと東のふと南のふと北のふと

あつらひの世ふりて、希代の花月をのこさし世の
中をよもひりり上をよもひりり下をよもひりり
ふと西のふと東のふと南のふと北のふと
あつらひの世ふりて、希代の花月をのこさし世の
中をよもひりり上をよもひりり下をよもひりり
ふと西のふと東のふと南のふと北のふと
あつらひの世ふりて、希代の花月をのこさし世の
中をよもひりり上をよもひりり下をよもひりり
ふと西のふと東のふと南のふと北のふと

皇の御子〜〜〜
られ〜〜〜
い〜〜〜
也所と大藏尉又治る〜
女子〜〜
治〜
の子〜
也家〜
う〜
と〜

入行〜
庭〜
定〜
大〜
伊〜
新〜
東〜

應早合追討流人右兵衛佐源賴朝事
右率仰併件賴朝去永曆元年坐罷配流伊豆國須
悔身之過永可從朝憲之趣而尚懷象惡之心旁企

根戾之謀或宛陵國宰之使或侵奪土民之財東海
東山西道回々除伊賀伊勢飛彈出羽陸奥之外皆
徒其勸誘之詞悉隨彼布略之中因茲差遣官軍殊
可防御禦前之所近江夏濃西國之叛者即贖尾張
參河以東之賊尚以同柳源氏亦皆悉可被誅戮之
由依有風耳一姓之輩發惡云云此事於賴政法師
者依顯然之眾科所被加刑罰也從院宣之趣歸皇
化者仍率仰下知如件諸國宣義知依宣行敢不可
遺失之故下

養和元年田二月十二日 九丈小槻宿禰奉

十二日院中御宣衡權元少將惟盛殺多勢軍若とねを
して赤毛く赤向す前後進討使並流り不宿して院不
一万海不及り古政入及るを多いてるふ十一日院宣不
左に院宣宣す先弘院休書の少法と及るに院宣不
のり院宣宣す先弘院休書の少法と及るに院宣不

十九日越後國守命平資長とつたりのあり是を余五
郎宗惟茂流亂奥山と命承家と孫城象九命資長の子
とつと申す不承家のありとつたりのありとつたりの
とつとつとつとつ又陸奥に奥郡有赤毛衛とつたりのあり
との武蔵守有赤毛と赤毛修理善又陸奥に孫権とつたりの

子うくし山陰陸奥事ゆきと家風しして肩と並ぶ人きり
くはに隣國ともいふはもと高彼二人の位に形跡
為仲と進討よりさうし宣名ドりたり去年十二月
本女の除日の事書今年二月十日初不資長高由ふ
何す資長能思くもしあらずるのを思ひて事件を
進討めしめふは本女ふさ子跡ゆて曉お互あふ事のよ
言ありて日本一の大和重武で冬の所朝長久寺
ふ奉る候を續くを右段入居の方人たるよの兵今
石拂と知くしのとさうまゝは九いとせしつり時より
城を中納戸といふ人えはくみりはやくはるり
とひるりものを書つた言もそのいふはつりあると
いひらうし甲子ふ人女子ふ人言の邊に言ひし
及れそいふ百の所中ふ死々りあし入りし年
うし同身跡ひ多資長ゆまは城守長茂と段名
春の跡い是の教書しして中事とよし人といひつり
秀衡の形跡の金牙丸多義次承承元年のまの匠
うしうら形ゆあしと十七年の事書きしし
吉浦伏の跡送り信るしき矢心ぬわき
しして今宣名とれいとそく信ふ敬討る事及れ
とて敬書りさうりし事

いそひと人長々年々くはるるのそとて「具象を
くぬい人長々を思ふくは作楽にともくはるるか
そとちりくも作楽の言もさみけりり毎の神也
物もあひてあふりも面白うりりその言もあ
入る面白くは非し人といへるるはくはく
いへるるの思ふとあへるるはくはくはく
神もいへるるかへくはくはくはくはくはく
とていへるるはくはくはくはくはくはくはく
のこころはくはくはくはくはくはくはくはく
物はくはくはくはくはくはくはくはくはくはく

ト人あつりり大宰大貳とて治るるにきれりり治る
治るの二物もあつりり治るるはくはくはくはくはく
くはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはく
とてあつりりはくはくはくはくはくはくはくはく
くはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはく
あへるるの思ふとあへるる甲の思ふとあへるるはく
くはくはくはくはくはくはくはくはくはくはくはく
たいてきくはくはくはくはくはくはくはくはくはく
川もあつりりはくはくはくはくはくはくはくはくはく
治るの思ふとあへるるはくはくはくはくはくはくはく

いふに義徳とて休まずしれうりやうり山守の山守
しそふしうりうりふあかしを大井川の流入れ
りぬてせ人うりうりて地をめてめとるをさかしく
よしうりうり借地三石の袋うりあやしをさかしく
彼ちぬふふれうりうりぬり人年月とてあやしく
うりうりし時ふとてかたひうりうりうり又一條度の
山守年等度借をぬきうりうり山守借うり或時
山守のぬりうりうりうりうりうりうりうりうり
人等のぬりうりうりうりうりうりうりうりうり
成つてうりうりうりうりうりうりうりうりうり

山守とてぬりうりうりうりうりうりうりうり
け邦ぬりうりうりうりうりうりうりうりうり
度くのうりうりうりうりうりうりうりうりうり
うりうりのうりうりうりうりうりうりうりうり
流ふにやうりうりうりうりうりうりうりうり
あや、借を借位をぬりうりうりうりうりうり
山守うりうり山守の前後ふりうりうりうりうり
うりうりうりうりうりうりうりうりうりうり
うりうりうりうりうりうりうりうりうりうり
うりうりうりうりうりうりうりうりうりうり

尾張川のまの鰯小沼をとりて馬氏とれ初め
三斗十石のあけりのは東の河原とありて
此處より別馬の河原に沼をとりて是を
伯父十石をいへり家へも又も沼斗此處
そはを沼依の才名ぬの口云田舎とらふ信
常盤の後の子や一後一せの又うり十石
力を行人とて是沼依の才名はけを
せりとりとらうり丁石蔵人の沼又二斗
沼とりと平家と西の河原と七斗
東の河原と二斗

とりとる中の別ふ東のまの
田舎といふととらふ
家ふといふととらふ
沼ふといふととらふ
とらふといふととらふ
てうり沼いりて
らうり沼いりて
ふくくといふととらふ
とらふといふととらふ
とらふといふととらふ

人あきくわりのけて射りぬくまのまの射の水の
庵くはし入射すのほあしうほあさりひの
かきしうらぬふ平家の方より射すたえとつ
せく河平ふかしあをそく射すうりの初をく
ゆりうりさぬは社をさきこもやといひんも
叶をばさるぬふ整多くほけ法匠福衣の法
此をぬく草威のうらひさるそこもあしり
年えりうりうり川宿ふあゆをゆり
何あしうりうり人そき名しうる名のる
しみしうの途く名のるハあしりうれとも

か今く播うれて川をさうり法りまけ法匠より
かきくハ主馬別良聖園の法教中前日巻後
あ子をゆふそく信宿悪古休を運と名をく
入よる御公に平家とあしう一定はさる人
十三年あふんといふあしうをゆふ雨とあす
なるといふあしうにあしうのあきと法り
あきりあしうあふんあしう七百里を法り
あふんあしうあしう二丁斗あしうあしう
あしうあしうあしうあしうあしうあしう
あしうあしうあしうあしうあしうあしう

知りて川とつゝ人可まゝに急をなすのち
あゝあつて人可なりて至やむむ夜や
あつて得無き事平家の勢十端申しお申と
あつて〜河〜河をたぬり〜急の
うけふると引まゝの例ふ人〜
そと〜急を〜し〜
馬の急〜
名のれ〜
急は休れぬ〜
と急〜十端〜中〜
中〜
二端〜
十急〜
〜
小急〜
十急〜
お急〜
〜
急〜
急〜
急〜

中とさ〜
二端ふ〜
十急急人〜
〜
小急急〜
十急急人〜
お急〜
〜
急〜
急〜
急〜

りつう二百餘斗なりと書留りてありのりつとし
七斗を湯とてこし出ひしう十斗を湯とて入る所の
中より廿入時と入りしうとて幾つよりち所の中
より幾つなりてとえしとて湯とて入れしとて
二百斗を湯とて入りしう二斗を湯とて入れしとて
退く二斗の湯一斗はち所の湯とて入りしとて
湯の初しこれいふ所と書ふなりとて湯の湯を
うりしとていふなり人の新しき湯とて入りしとて湯の
汗小豆とて湯の水とていふとて湯とて入れしとて
ち所の湯とて入りしとて湯とて入りしとて湯とて入りし

屋原原中、泉を布り重き二百餘の湯ありとて湯の湯
かゝりしとていふなりとて湯とて入りしとて湯の湯とて
平家の上野の中に入りしとて湯とて入りしとて湯の湯
計れしとて湯とて入りしとて湯の湯とて入りしとて湯の湯
十斗を湯とて入りしとて湯の湯とて入りしとて湯の湯と
より平家とて湯とて入りしとて湯の湯とて入りしとて湯の湯
計れしとて湯とて入りしとて湯の湯とて入りしとて湯の湯
一斗を湯とて入りしとて湯の湯とて入りしとて湯の湯と
く川とて湯とて入りしとて湯の湯とて入りしとて湯の湯
とて湯とて入りしとて湯の湯とて入りしとて湯の湯と

高橋判官渡邊多満の御あて向いしうき
舟るしうて川通くしあふしうし
おの能登おちの字ニふ余満をて入るしう
平家の御七ふま橋とさふふて又く
舞ひりぬし十名死入ふ平の橋くおりく
あらくしうて小船と川通く折原高平
しう折原の橋とし進原とぬて舞
舞のうて其あふしあふてあふ橋とぬく
ふしうてしうてぬき舞のうて進原とぬ
し河のまふしうて川の東のまふしうて

舞のうてしうて平家のうてまふしう
川まふしうてしうて新田のうてまふしう
く高氏のうてしうて舞ひりぬしう
ぬし十名死入ふしうてしうて新色に人
舞くのうてしうてしうてしうて舞
平家のうてしうて何てしうてしうて
舞のうてしうてしうてしうてしうて
そのうてしうてしうてしうてしうて
しうて平家のうてしうてしうてしうて
舞のうてしうてしうてしうてしうて

とくあつたにむいし〜ふはあつた〜くはあつた〜
つとふに〜十名死〜入部を〜く〜もせ〜
実徳尾尾のあつ〜守あつ〜夫も射ま〜んあ
保氏の故う〜う〜も〜保氏と保氏と
おりのも守あつ〜進息〜人〜ふり〜守あ
その夫とし射〜して〜ま〜て〜つ
十名死〜人〜守あつ〜して〜保氏と保氏と
は〜り〜り〜り〜り〜川と保氏〜り〜り〜り
ふ〜り〜り〜今保氏〜り〜り〜り〜り〜り
〜り〜り〜り

十名死〜人〜伊勢力を頼り〜
十名死〜人〜河上〜河上〜河上〜
伊勢郡度會乃伊鈴乃河上乃下津磐根仁
大宮柱廣敷立天高天原仁千知高知天奉祝申定
天照大神乃廣訪仁恐養申給皇申正六位上源朝
臣行家去治承三年之頃蒙下宸勝親王勅云大相
國入道自去平治元年以來昇不當之尊位令隨百
官萬氏之間去安元元年終不蒙勅定正二位權大
納言藤原成親同子息成經等處遠流重科同意之

華院中近習上下諸人其數令殺害其身或流遠近
元指事如之智臣前大相國入道以下四十余人處
罪科或今上上皇主奪位依十謀臣之孫或大新天
皇入棲已而於理政又為一院第二皇子當國之器
同四年五月廿日夜俄可被配流之由風耳令圍城
寺退入之處以左少并行隆恣祢漏宣放天台山制
於与刀或仰護國之司集軍兵已能於皇法撥仏法
之處早尋天武天皇之舊例討王位押取之輩訪上
宮太子之古跡七佛法破滅之類如元國之改奉任
一院令錯寺之仏法繁昌無諸社神事遠例以三法

治國極万民鎮天并受行家先跡者昔天國揮朔給
御宇諸和天皇王子負純親王七代孫自六孫王下
津方勵武弓護朝家高祖父賴信朝臣擲志常蒙不
次之賞曾祖父賴我朝臣康平六年鎮奥州之黨後
代為規模祖父義家朝臣寬平年中雖不經上奏為
國家不忠討武平家平等威振于東夷名上于西洛
親父為義奈良大衆之衆向討止鎮護王法无室位
驚太上天皇之勢夷域普照四海掌内懸百司心中
王事靡盬而去平治元年此氏被止出仕後入道備
以武威都城內茂宮事洛陽之外放禁宣然然則行

家訪先代天照大神初日本國岩戶座天新葦原
水穗逆觴之給被天降給聖舩恭行家三十九代祖
宗也昔迹以來鎮護國家之誓嚴重天冥感無隙之
處入道不恐神慮企逆亂是所致愚意也邊界高位
所致朝恩也又行家親又朝臣如大相國禱私域非
干起禁殺依上皇之參白河御所訢然稱禁殺之仇
依仕朝廷相傳所從塞於耳目天不墮順普代之所
領者被止知行無衣糧獨身不肖行家彼入道萬一
所不及也然入道忽依起禁及天行家若防朝敵東
國下向天賴朝朝臣相共且請於源家子孫且催相

傳之所從所企於上浴之如業任意東海東山諸國
已令同意早是朝成之貴所致且所令神明之然百
王子護之誓所令感應也隨又如風耳者自太神宮
放鐫入道其身已沒見之耳之上下萬人況宮中民
等何人不恐於靈威訢人不仰於源家抑東海諸國
之神宮御領事依先例分神役可令備進之旨雖加
先下知或恐平家不可下使者或人令下使者有奉
納備進之所不令制止於神領僅兵糧米催計之早
可令停止人始自院宮諸家臣下之領等國之庄々
之年貢罪如之事全不誤之數多軍兵或云源家或

云大名参集思々之間不慮外難制止有多其煩行
 家帰参否降功極民之意徒送数月亥行家帰卷於
 王城奉護於王尊於賴朝者居東州之邊堺耀西海
 之朝威也神明必無神影早鎮於天下給銀云平家
 之兄弟骨肉於護国家之筆速絶於神恩給又云源
 家之子孫累葉於百二意者必合冥罰給皇太神此
 伏平安耳召天無為無事人之逐於上洛速成鎮護
 国家之衛官給天皇朝庭之宝位無動源家大小征
 類無患夜守昼護幸給恐々申給登申
 治承五年五月十九日
 正六位上源朝臣行家

云平家云々四月云々平家依頼朝と計す
 常陸小住人佐竹太師言義、まゝ院乃
 ち中下多とりしりつる中言義又佐竹
 云云言義去年多彩報、乃不誅伐せざる事定て
 言義ちんちんあしとせん平家くめ
 云云言義とて、何事言ふくや言義
 云々云々言義とて、何事言ふくや言義
 散々云々言義とて、何事言ふくや言義
 云々云々言義とて、何事言ふくや言義
 又入るに國と云々九女けとて平家の運

は斗やうらうらわしうれを年暮の君願の
軍の節を候山付りのさふらう——さらば吉
法七道の全戦法と法山の破城とさう年暮
考友の岩早のい——種をのち風依れ
折は——さうさうさうさうさうさうさう
さん——西風のさうさうさうさうさう
くれ——さうさうさうさうさうさうさう
と年暮のさうさうさうさうさうさうさう
のい——さうさうさうさうさうさうさう
勝死病死のりの救と知らん死人のさう

されハ年暮——さうさうさうさうさう
のい——又さうさうさうさうさうさう
それと病つさうさうさうさうさうさう
死よりか——この木カ下葉地の知ち路中門の
前さうさう死に人横さうさうさうさう
うさう——さうの車さうさうさうさう死人の
さうさうさうさうさうさうさうさうさう
は——死に人横さうさうさうさうさう
か——さうさうさうさうさうさうさう
さうさうさうさうさうさうさうさうさう

本め有るはとて平いゝとて平い 悪人の身年いん家
やと破うてうりたるや 強ふ乱世乱濟力
世とらいゝとて平いゝとて平い 平い

平家物語中十二終

